

最新の賃貸経営お役立ち情報

USAGI通信

No.683 2015年6月17日

身近なところに空き家はありませんか？

空き家は建物の劣化が早く進みます。そのまま放置すると、屋根・壁材等の落下事故、倒壊事故、放火、不審者の不法滞在、ゴミの不法投棄など、様々なリスクがあります。所有者だけでなく、ご近所や地域社会の大きな問題です。

京都市では、ボランティアによる地域の空き家相談員(*1)を窓口として、空き家活用の助言を行っております。学生ハウジングでは現在3名の相談員が在席をしており、要請により、京都市主催の相談会へ参加をしております。

空き家の売却・賃貸等の活用相談につきましては、ぜひ学生ハウジングにご相談ください。

京都市配布のパンフレットより

*1 地域の空き家相談員とは、空き家所有者や地域の方からの空き家に関する相談に応じる相談員です。一定の研修を受け、京都市から登録されています。

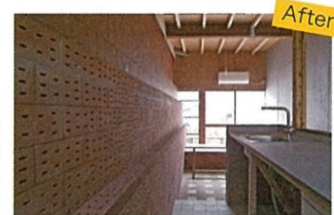
マンション・アパート・テナント



活用事例

外国人研究者向けのマンスリーアパートメント

自らの所有物件である空き家を、京都の若手建築家等と協力して改修し、外国人研究者等の中期滞在者向けのアパートメントとして活用。



お問合せ先 TEL: 0800-200-3215 担当: 小林